

令和 8 ・ 9 年度

書面申請用

物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供の 入札参加資格審査申請の手引

※ 物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供の入札参加資格審査の申請は、原則として電子申請により行ってください。

書面申請は、やむを得ない場合のみとしてください。

また、必ず契約課に対し事前連絡を行い、承諾を得てください。

※ あくまで入力代行のための書類提出となります。手書きの場合は、明瞭な字体で記入してください。また、システム利用料金についての取扱いは、電子申請のときと同様です。

※ この手引は電子申請用のものではありません。内容が異なりますので、電子申請をされる方は、ホームページから「【電子申請用】物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供の入札参加資格審査申請の手引」をダウンロードしてください。

廿 日 市 市

目 次

第 1	資格審査の申請手順等.....	3
1	資格審査.....	3
2	申請書類の提出先及び申請期間.....	3
3	提出方法.....	3
4	申請資格.....	4
5	入札参加資格の通知等.....	4
6	入札参加資格の取消し.....	5
7	提出書類一覧表（資格審査申請書等）.....	5
8	個人情報の保護.....	8
9	補正.....	8
10	申請事項の変更の届出.....	8
11	その他.....	8
第 2	提出書類の記入要領.....	10
1	共通事項.....	10
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供）..	9

第 1 資格審査の申請手順等

1 資格審査

令和 8 年度及び令和 9 年度に廿日市市が発注する物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）をもって、原則として入札参加資格審査申請システムによって、インターネットを経由した申請（電子申請）を行うものとし、やむを得ない場合に限り、事前に契約課へ連絡し、承諾を得た上で書面申請を行ってください。

事前連絡及び承諾のないまま書類を提出された場合、申請が却下または無効となることがあります。

2 申請書類の提出先及び申請期間

(1) 提出先及び連絡先

廿日市市 総務部 契約課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号（廿日市市役所 5 階）

TEL 0829-30-9108（直通）

※ 申請期間中には多数の質問が寄せられるため、すぐに対応できないことがあります。

※ 対応時間は土・日・祝を除く平日午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（正午から午後 1 時除く）です。

※ パソコンや機器の基本操作についての質問には回答できません。

(2) 申請期間及び受付時間

ア 申請期間

令和 7 年 11 月 4 日（月）から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで（閉庁日を除く。）

イ 持参による提出の受付時間

午前 9:00～11:00

午後 1:00～ 3:00

※ 申請期間を過ぎると受け付けることはできません。必ず期間中に申請してください。

(3) システム利用料金

提出された書類をもとに、市で代行入力を行います。そのため、書面申請であっても、廿日市市内に本店（本社）または委任を受ける支店（営業所等）がない方は、申請 1 件ごとにシステム利用料金が発生します。システム利用料金の支払が確認できるまで、申請の受付はできませんので、申請期間中に必ず支払を終えてください。

支払にあたっては、専用の振込用紙による振込が必要になります。市から振込先等の情報をお伝えしますので、誤りのないよう作成してください。

3 提出方法

(1) 提出部数

資格審査申請書等 1 部

(2) 提出方法

窓口の混雑を避けるため、原則として郵送により提出するものとし、やむを得ない場合に限り持参により提出してください。

ア 郵送による提出

(ア) 封筒に「**入札参加資格審査申請書類 在中**」と記載した上で、「7 提出書類一覧表（資格審査申請書等）」に掲げる提出書類を、**申請期間内に必着**で提出してください。**申請期間を過ぎたものは、申請を受け付けません。**

(イ) 受付印を押印した「競争入札参加資格審査申請提出書類一覧（受付票）（様式第1号）」の写しの送付を希望する場合は、「**受付票返信用**」と明記した**返信用封筒（長形3号封筒に返送先を記入）**に切手を貼付し、申請書類に同封してください。申請書類の郵送後、返信用封筒を追加で提出される場合は、申請期間内**必着**とします。返信用封筒の提出がない場合は、受付票の写しの送付は行いません。

封筒には受取人の宛先を記入し、敬称は「様」か「御中」を使用してください。（「行」や「宛」は使用しないでください。）

なお、行政書士に依頼した場合など、申請者と受取人が異なるときは、申請者名がわかるよう、宛名欄外等に申請者名の記載をお願いします。**封筒に会社名が入っていても、記載は省略しないでください。**記載がない場合、返信用封筒を提出されていても、受付票の写しを送付できないことがあります。

イ 持参による提出

受付時間内に提出先へ持参してください。その場で基本事項を確認しますので、内容を説明できる方がおいでください。

4 申請資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令等の定めにより許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (3) 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する希望営業分野（物品の販売、製造請負、買受け、役務提供）について、業務を行った実績（年間平均実績高）がない者
- (4) 廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第2条の各号に該当する者
- (5) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、廿日市市に納付すべき市税の滞納がある者
- (6) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (7) 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、廿日市市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。

※ 記載していただく実績高等の金額は、全て決算額が根拠となります。申請日時時点で、創業以来一度も決算を迎えていない場合（最初の決算は迎えたが、財務諸表の調製が完了していない場合も含みます）、希望営業分野の全てにおいて実績なしと判断され、申請が受理されたとしても、審査の結果、全業種において認定なしとなります。

5 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

ア 審査の結果、資格の認定をした者の一覧（以下「資格者名簿」という。）は、契約課窓口及び市ホームページで公表します。資格者名簿によって公表する内容は、商号又は名称、所在地、電話番号、委任

先の営業所名、所在地、電話番号及び営業分野です。

- イ 特段の理由があり、審査結果の通知を紙で受け取ることを希望する場合は、「**認定通知書送付用**」と明記した返信用封筒（**長形 3 号封筒に返送先を記入**）に切手を貼付し、申請書類に同封してください。申請書類の郵送後、返信用封筒を追加で提出される場合は、申請期間内**必着**とします。

封筒には受取人の宛先を記入し、敬称は「様」か「御中」を使用してください。（「行」や「宛」は使用しないでください。）

なお、行政書士に依頼した場合など、申請者と受取人が異なるときは、申請者名がわかるよう、宛名欄外等に申請者名の記載をお願いします。**封筒に会社名が入っていても、記載は省略しないでください。**記載がない場合、返信用封筒を提出されていても、認定通知書を送付できないことがあります。

- ウ 審査結果の通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。

(2) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。ただし、この資格は、有効期間以降においても、廿日市市物品等競争入札参加資格取扱要綱（平成 24 年告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定により受付を行う次期の入札参加資格の認定の日までは有効とします。

6 入札参加資格の取消し

- (1) 入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合は、認定した入札参加資格を取り消すことがあります。
- (2) 入札参加資格の取消しを受けた者は、令和 8 年度及び令和 9 年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和 10 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

7 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

- ・ 提出書類は、次の表のとおりとします。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。
- ・ 提出書類については、入札参加資格に係る審査を申請する日を基準日として作成してください。
- ・ ○印は提出が必須のものを示し、△印は該当する場合にのみ提出が必要なものを示します。
- ・ 第 1 項から第 12 項までの書類は、第 13 項の A 4 サイズフラットファイルにつづり、提出してください。
- ・ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを 1 部作成し、第 2 項の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供）に記入する申請事務担当者が保管してください。
- ・ 提出書類の中で、写しを提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A 4 版に調製したものを提出してください。
- ・ 申請を代理者に依頼される場合には、代理者が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。
- ・ 入札参加資格申請に関する申請書類はお返ししません。申請が却下または無効となった場合も同様です。

項	提出書類	備考
1	競争入札参加資格審査申請提出書類一覧（受付票） （様式第1号） ・ 所定の様式を使用してください。 ・ 商号又は名称を記入し、事前に提出書類を確認し、太枠内に○印を記入してください。 ・ 受付印を押したものの写しの送付を希望する方は、封筒に「受付票返信用」と記入し、切手を貼付した返信用封筒を提出してください。	○
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供） ・ 所定の様式を使用してください。 ・ 必要事項を記入し、A4版で印刷してください。 ・ カラー、モノクロ、片面、両面など、印刷方法は問いません。 ・ パソコンでの入力が難しいときは、印刷したものに手書きで、明瞭な字体で記入してください。 ・ 手書きの場合は、黒のボールペンや万年筆を使用してください。ただし、消せるインクのものはいけません。	○
3	振替払込請求書兼受領証の写し ・ 金融機関の受領印が押されたものを提出してください。 ・ カラー、モノクロの別は問いませんが、受領印がはっきりと確認できるよう複写してください。 ・ 提出があるまで、申請の受付はできません。 ・ 原本の提出は不要です。	△
4	委任状 （様式第2号） ・ 所定の様式を使用してください。 ・ 原本提出。写し不可。 ・ 本店の代表者から、支店、営業所等の長に入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出してください。 ・ 委任先は1か所のみとします。また、委任状に記載された委任事項の一部のみを選択して委任することはできません。	△
5	使用印鑑届 （様式第3号） ・ 所定の様式を使用してください。 ・ 第4項の委任状の提出がある場合は必ず提出してください。 ・ 委任状の提出がない場合でも、実印以外の印鑑を使用するときは、この様式で届出てください。 ・ 原本提出。写し不可。 ・ 実印と使用印を押印し、入札、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する場合は不要です。 ・ 使用印鑑は、代表者（支店、営業所等の長に権限を委任する場合は、支店、営業所等の長）の印としてください。会社・団体・営業所印（〇〇株式会社之印、〇〇営業所之印など）は使用できません。 ・ 印鑑の形状（丸印・角印等）は問いませんが、ゴム印は使用できません。	△
6	印鑑証明書 ・ 申請日から3か月以内に発行されたもの。原本提出。写し不可。	○

	- 法人…本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書 - 個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書	
7	営業に関する許可・認可・登録等の証明書の写し - 登録を希望する品目等において、営業に関する許可、認可または登録等が必要な場合は提出が必要です。 - 申請書へ許可・認可・登録等の記入をした場合は、必ず提出してください。	△
8	誓約書（様式第4号） - 所定の様式を使用してください。 - 原本提出。写し不可。 - 実印を押印してください。 - 書類の作成日の記入を忘れないでください。	○
9	廿日市市発行の滞納がない証明書 - 申請日から3か月以内に発行されたもの。原本提出。写し不可。 - 市税（延滞金を含む。）について、滞納がないことを証明したもの。 - 廿日市市役所1階税制収納課又は各支所で発行しています。 - 廿日市市に納税義務がある方のみ提出してください。従業員が廿日市市内に居住していて、特別徴収により住民税を納付している場合も含まれます。	△
10	消費税及び地方消費税の納税証明書 - 申請日から3か月以内に発行されたもの。写しも可。 - 未納の税額がないことを証明したもの。 - 課税されていない場合も提出してください。 - 法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書 - 個人…本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はその3の2による納税証明書 - 納税証明書のオンライン請求については、次のホームページを参照してください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/	○
11	登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人） - 申請日から3か月以内に発行されたもの。写しも可。 - 法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」） ※現在事項証明書は不可です。 ※経営上の住所と登記上の住所とが異なるときは、経営上の住所を申請書に記入し、登記事項証明書の欄外にその旨を記入してください。 - 個人…本籍地のある市区町村が発行した身分証明書	○
12	財務諸表類の写し 法人…直前1年の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し ※「株主資本等変動計算書」、「注記表」を作成していない場合は、欄外にその旨を追記してください。	○

	※「株主資本等変動計算書」及び「注記表」を作成していない場合は、欄外にその旨を追記してください。 ・ 個人…直前1年の事業年度についての「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し ・ 入札参加資格に係る審査を申請する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とします。	
13	A4サイズフラットファイル ・ 2穴とじ、色指定なし。 ・ 提出書類をつづり、背表紙に商号又は名称を記入してください。 ・ 表面がビニル加工されているもの、またはプラスチック製のものはご遠慮ください。	○

8 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

9 補正

- (1) 申請書の内容に不明点がある場合には、申請書記載の担当者に確認します。提出書類の控えを作成し、保管しておくなど、問合せに対応できるようにしてください。
- (2) 提出書類に記載誤りや不足等の不備がある場合には、補正の指示をすることがあります。（軽易なものであれば市が訂正することもあります。）
- (3) 指示があったにもかかわらず、補正期間内に補正がされない場合には、申請を受理することができません。
- (4) 補正後の書類の再提出も、郵送を原則とします。

10 申請事項の変更の届出

申請書提出後に次の事項に変更が生じたときは、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店の所在地
- (3) 営業所等の名称
- (4) 営業所等の所在地
- (5) 本店又は営業所等の電話番号等
- (6) 登録の更新、変更、廃業等
- (7) 代表者
- (8) 受任者
- (9) 契約権限等の委任を伴う営業所等の新設
- (10) 実印
- (11) 契約印（使用印）
- (12) 希望する業種・営業品目の追加

11 その他

- (1) この資格は、格付を行っていません。

- (2) 随意契約を行う場合であっても原則として資格の認定を受けている方を対象としていますので、取引を希望される方は申請をしてください。
- (3) 営業品目によっては、有効期間中、全く入札等がないこともあります。また、指名競争入札及び随意契約において必ず指名されるとは限りません。

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請者は本店（本社）の代表者となります。支店や営業所の代表者が申請者となることはできません。
- (2) 登記上の本店所在地と経営上の本店所在地が異なる場合は、経営上の本店所在地を記入してください。また、その旨を登記事項証明書の欄外へ追記するか、住所が異なることを明記した書類を提出してください。
- (3) 押印が必要な書類については、押印欄に実印または使用印鑑の指示を記載しています。それぞれの指示に従い、印影がはっきりと見えるよう押印してください。
- (4) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除き、資格審査の申請日を基準として作成してください。
- (5) 使用する文字は、J I S 第一・第二水準とし、外字や機種依存文字は使用しないでください。J I S 第一・第二水準以外の文字（旧字等）が商号、代表者氏名等に含まれている場合には、J I S 第一・第二水準の文字に置き換えてください。（置き換えられていない場合には、字画の近い J I S 第一・第二水準文字又はかな書きに修正する場合がありますので御了承ください。）
- (6) 欄外に記載している注意事項等をよく読み、記入してください。
- (7) 実績高は決算額を根拠として記入してください。過去2年間に実績がないなど、実績高を記入できないときは、入札参加資格を認定することができません。
- (8) 手書きで記入するときは、黒のボールペンや万年筆を使って、くずし字などは使わず、明瞭な書体で記入してください。また、鉛筆や消えるインクは使用しないでください。
会社名等の記入にゴム印を使用するときは、かすれや滲みが出ないように押印してください。また、インク色は黒をお使いください。

2 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供）

○パソコンを使って入力する場合

ピンク色で表示される記入欄は、記入が必須にもかかわらず未記入となっているか、記入内容に何らかの誤りがあることを示します。（例：記入不要の部分に記入している、ハイフンが必要なところを記入していない など）

記入が完了すると、記入欄の色がピンク色から水色に変わります。ただし、記入が任意となっている欄では最初から水色で表示されています。記入欄の色だけで判断せず、以下の記入要領や欄外の注意事項などを確認しながら、申請書を作成してください。

○手書きで記入する場合

ホームページからダウンロードした申請書類を印刷し、記入欄へ必要事項を記入してください。

使用できるパソコンやプリンタがない場合、窓口で申請書類を印刷したものをお渡ししますが、数には限りがありますので、事前にその旨を連絡してください。また、書き損じ等あった場合も再交付はできませんので、あらかじめコピーをとるなどしてください。

A. 主たる営業所（本社）情報

(1) 郵便番号

本店（本社）の郵便番号をしてください。「-（ハイフン）」は使用しないでください。

(2) 所在地

本店（本社）の所在地を、都道府県名から記入し、「丁目」、「番地」、「番」及び「号」は、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。

登記上の住所と経営上の住所が異なるときは、下記の【例2】を参考にしてください。

【例1】 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
→広島県廿日市市下平良1-11-1

【例2】

○パソコンを使って入力する場合

広島県廿日市市下平良 1-11-1	←記入欄へ入力
（登記上の住所）広島県廿日市市津田 1989	←欄外へ手書きで記入

○手書きで記入する場合

（経営上の住所）広島県廿日市市下平良 1-11-1	←記入欄へ記入
（登記上の住所）広島県廿日市市津田 1989	←欄外へ記入

(3) 商号又は名称カナ

商号又は名称のフリガナをカタカナで記入してください。

(4) 商号又は名称

商号又は名称を記入してください。

(5) 代表者役職

代表者の役職を記入してください。

(6) 代表者氏名カナ

代表者のフリガナを、姓と名との間を1文字空けて、カタカナで記入してください。

(7) 代表者氏名

代表者の名前を、姓と名との間を1文字空けて記入してください。漢字表記できない場合は、登記や身分証明書、住民票等の表記に合わせてください。

(8) 電話番号

本店（本社）の電話番号を、市外局番から「-（ハイフン）」で結んで記入してください。

(9) FAX番号

本店（本社）のファクシミリ番号を、市外局番から「-（ハイフン）」で結んで記入してください。

※ 記入は任意です

(10) E-mail アドレス

申請事務担当者または担当部署の E-mail アドレスを記入してください。

※ 記入は任意です

(11) 登記上の所在地

登記または住民票上の所在地と、「(2) 所在地」が一致しているかどうかを、リスト（一致する／一致しない）から選択または記入してください。

B. 契約する営業所情報**(1) 入札・契約権限の委任**

本店の代表者から、支店、営業所等の長に権限を委任する場合は、リストから「する」を選択または記入し、「(2) 郵便番号」以降を記入してください。このとき、委任状及び使用印鑑届の提出は必須となります。また、委任先として指定できるのは、一ヶ所のみです。複数の営業所を委任先とすることはできません。

委任しない場合は、リストから「しない」を選択または記入してください。「(2) 郵便番号」以降の記入は不要です。

(2) 郵便番号

支店（営業所）の郵便番号を記入してください。「-（ハイフン）」は使用しないでください。

(3) 所在地

支店（営業所）の所在地を、都道府県名から記入し、「丁目」、「番地」、「番」及び「号」は、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。

【例】 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

→広島県廿日市市下平良1-11-1

(4) 商号又は名称カナ

商号又は名称のフリガナを、支店または営業所名も含めて、カタカナで記入してください。

(5) 商号又は名称

商号又は名称を、支店または営業所名も含めて記入してください。

(6) 受任者役職

受任者の役職を記入してください。

(7) 受任者氏名カナ

受任者のフリガナを、姓と名との間を1文字空けて、カタカナで記入してください。

(8) 受任者氏名

受任者の名前を、姓と名との間を1文字空けて、記入してください。漢字表記できない場合は、カ

タカナ表記をしてください。

(9) 電話番号

支店（営業所）の電話番号を、市外局番から「－（ハイフン）」で結んで記入してください。

(10) F A X 番号

支店（営業所）のファクシミリ番号を、市外局番から「－（ハイフン）」で結んで記入してください。

※ 記入は任意です

(11) E-mail アドレス

申請事務担当者または担当部署の E-mail アドレスを記入してください。

※ 記入は任意です

C. 担当者情報

(1) 担当者部署

申請事務を行う担当者の部署名を記入してください。部署がない場合は、「本社」又は「本店」と記入してください。

個人の場合は「本店」と記入してください。

(2) 担当者氏名カナ

担当者の名前のフリガナを、姓と名との間を1文字空けて、カタカナで記入してください。

(3) 担当者氏名

担当者の名前を、姓と名との間を1文字空けて、記入してください。漢字表記できない場合は、カタカナ表記をしてください。

(4) 電話番号

担当者の社用携帯電話や部署直通電話など、申請内容についての問い合わせに回答できるカタの電話番号を、市外局番から「－（ハイフン）」で結んで記入してください。

(5) F A X 番号

担当者の部署のファクシミリ番号を、市外局番から「－（ハイフン）」で結んで記入してください。

※ 記入は任意です

(6) E-mail アドレス

申請事務担当者または担当部署の E-mail アドレスを、記入してください。

※ 記入は任意です

D. 行政書士情報

(1) 代理申請

行政書士が代理申請する場合、リストから「する」を選択または記入し、「(2) 郵便番号」以降を記入してください。

代理申請しない場合は、リストから「しない」を選択または記入してください。「(2) 郵便番号」以降の記入は不要です。

(2) 郵便番号

代理申請を行う行政書士の郵便番号を記入してください。「- (ハイフン)」は使用しないでください。

(3) 所在地

代理申請を行う行政書士の事務所の所在地を、都道府県名から全角で記入し、「丁目」、「番地」、「番」及び「号」は、「- (ハイフン)」を用いて記入してください。

【例】 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
→広島県廿日市市下平良1-11-1

(4) 行政書士氏名カナ

代理申請を行う行政書士の名前のフリガナを、姓と名との間を1文字空けて、全角カタカナで記入してください。

(5) 行政書士氏名

代理申請を行う行政書士の名前を、姓と名との間を1文字空けて記入してください。漢字表記できない場合は、カタカナ表記をしてください。

(6) 電話番号

代理申請を行う行政書士の電話番号を、市外局番から「- (ハイフン)」で結んで記入してください。

(7) FAX番号

代理申請を行う行政書士のファクシミリ番号を、市外局番から「- (ハイフン)」で結んで記入してください。

※ 記入は任意です

E. 経営情報

(1) 廿日市市への納税義務

リスト（有／無）から該当するものを選択または記入してください。

廿日市市内に営業所等があるとき、または従業員が廿日市市内に居住していて、特別徴収により住民税を納付しているときは、「有」を選択または記入してください。

(2) 創業年月日

日付は「2025/4/1」または「R7/4/1」のように記入してください。

組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、

前企業の創業時をとることができます。また、企業の合併が行われたときは、合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。

(3) 現組織への変更年月日

会社の合併や法人成りなどの組織変更、家業相続等が行われた日付を、「2025/4/1」または「R7/4/1」のように記入してください。社名変更や所在地変更のように、組織そのものに変更が生じていない場合は、入力不要です。

(4) 営業年数

入札参加希望業務に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から申請日までの期間（1年未満の端数は、これを切り捨てます。）から、当該事業を中断した期間を控除した期間を記入してください。（営業開始日は、登記簿（法人）や現況報告書に記載されています。）

半角で記入してください。

(5) 自己資本額

直前決算の財務諸表の金額を半角で記入してください（千円未満切捨て）。マイナスの場合には、「-（マイナス）」を付けてください。例年、誤った数字を記入されることが多い部分です。下記の説明に従って記入してください。

ア 会社の場合

貸借対照表のうち、「純資産の部」の合計金額を記入してください。資本金の額ではないので、注意してください。ただし、新株予約権（株式会社に対して行使することにより、当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利）を発行している場合は、その金額を控除した金額を記入してください。

イ 財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人の場合

貸借対照表のうち、「正味財産」の合計金額を記入してください。

ウ 学校法人の場合

貸借対照表のうち、「基本金の部」及び「消費収支差額の部」の合計金額を記入してください。

エ 個人の場合

青色申告の場合は、貸借対照表から次の計算により算出した金額を記入してください。

元入金＋本年利益（青色申告特別控除前の所得金額）＋事業主借－事業主貸

白色申告の場合は、記入不要です。

(6) 流動比率

金額の記入は千円未満を切捨てとしてください。決算書を百万円単位で作成しているときは、千円から十万円の部分は0とした上で、千円単位で記入してください。

例：123（百万円）→123,000（千円）

ア 「流動資産」（千円未満を切捨てとしてください。）

(ア) 法人の場合

直前決算の貸借対照表記載の金額を記入してください。

(イ) 個人の場合

青色申告の場合は、直前決算の貸借対照表の流動資産（現金、当座預金、定期預金、その他の預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸資産、前払金、貸付金等の合計金額）を記入してください。

白色申告の場合は、記入不要です。

イ 「流動負債」（千円未満を切捨てとしてください。）

（ア） 法人の場合

直前決算の貸借対照表記載の金額を記入してください。

（イ） 個人の場合

青色申告の場合は、直前決算の貸借対照表の流動負債（支払手形、買掛金、借入金、未払金、前受金、預り金等の合計金額）を記入してください。

白色申告の場合は、記入不要です。

(7) 従業員数

ア 廿日市市内の事務所等の常勤従業員数

廿日市市内の事業所に勤務している、申請者が常時雇用している常勤従業員数（代表者等の常勤役員及び個人事業主も含めます。）を記入してください。廿日市市内に事務所等がなく、常勤従業員がいないときは、「0」を記入してください。

イ 会社全体の常勤従業員数

「廿日市市内の事務所等の常勤従業員数」も含めた、申請者全体の常勤従業員数（代表者等の常勤役員及び個人事業主も含めます。）を記入してください。複数の営業所（支社・支店等）があるときは、全ての営業所の常勤職員数を合計して記入してください。

(8) 地理的条件

該当する地理的条件をリスト（廿日市市内に本店を保有している／廿日市市内に本店を保有していないが、支店・営業所等の事務所を保有している／廿日市市内に本店・支店・営業所等を保有していないが、広島県内に保有している／広島県内に本店・支店・営業所等の事務所を保有していない）から選択または記入してください。

F. 業種情報

(1)～(3) 各業種共通 希望営業品目、実績高

※ 次の（ア）～（ク）までの他、申請書の記入欄外にある注意書きも参照しながら記入してください。

（ア） 「希望順位」欄には、登録を希望する品目等の順位を業種ごとに、1から順に記入してください。

（イ） 希望順位を付けた品目については、取り扱う品目等を、「取扱品名等（例）」欄を参考にして、「取扱品名等」欄へ記入してください。

（ウ） 「小分類」に挙げられていない項目を希望するときは、「その他」欄に具体的な内容を記入してください。

（エ） 順位を付けた品目の実績高を、大分類ごとに「直前2年度分決算（千円）」及び「直前1年度分決算（千円）」欄へ記入してください。実績高のない営業品目については、認定できません。

実績高の金額は、消費税及び地方消費税を含まない額を、千円単位で記入してください。

ただし、消費税込みの損益計算書を作成している場合は、消費税を含んだ額を記入してください。
(注記表または欄外に消費税を含む損益計算書であることの記載がある場合は、契約課への連絡は不要です)

- (オ) 決算上、希望する営業品目ごとに実績高を記入できない場合は、任意の営業品目のうち一つに合計額を記入し、それ以外の営業品目には「0」を記入してください。また、次の例のように、財務諸表類の欄外にメモを追記してください。

例：「〇〇 (、××、××……及び××) の実績高は、△△に含む。」

- (カ) 「直前1年度分決算(千円)」とは、申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算額を指します。

【例】9月末決算であり、令和7年9月期の財務諸表の調製が完了していないため、提出する財務諸表が令和6年9月決算時のものとなる場合

→「直前1期」は令和6年9月を期末とする期となります。

- (キ) 「直前2年度分決算(千円)」とは、申請日の前年度に確定した決算額を指します。(カ)で例示したように、直前の決算時期における財務諸表の調製が完了しておらず、前年度決算の財務諸表を提出する場合は、前々年度の決算額を指します。

営業開始から2度以上の決算時期を迎えていない(財務諸表の調製が完了していない場合を含みます。)場合は、この項目の記入は不要です。

- (ク) 「直前2か年の年間平均実績高(千円)」は、希望する営業品目の過去2年間の平均実績高を記入します。「直前1年度分決算(千円)」の「希望営業品目の合計」と、「直前2年度分決算(千円)」の「希望営業品目の合計」を足し、2で割って得た額の小数点以下を四捨五入して記入してください。ここは切捨てではないので注意してください。

(4) 実績高合計

○パソコンを使って記入する場合

「希望営業品目の合計」欄は、(1)～(3)の実績高欄が正しく記入されていれば、自動で計算されます。

「合計」欄には損益計算書の売上高と同じ金額を記入してください。決算書を百万円単位で作成しているときは、千円単位に直した上で記入してください。(千円～十万円は、決算資料から金額を拾える場合でも、決算書表記に合わせて0としてください。)

「希望外」欄には「合計」から「希望営業品目の合計」を除いた金額が自動で計算されます。

○手書きで記入する場合

「希望営業品目の合計」欄には、(1)～(3)の実績高欄に記入した金額の合計を記入してください。

「合計」欄には損益計算書の売上高と同じ金額を記入し、「希望外」欄には「合計」から「希望営業品目の合計」を除いた金額を記入してください。

(5) 主要設備

登録を希望する品目(業務)に係る主要設備のうち、特筆すべきものの名称、能力及び台数を記入してください。所有する設備や備品の全てを記入するものではありません。

【例】 印刷機 2台

4 tトラック 5台 など

(6) 営業に関する許可・認可・登録等

登録を希望する品目等において、営業に関する許可、認可、登録等が必要な場合は、「許可・認可・登録等の名称」、「許可等番号」、「許可等期限」を記入し、許認可証等の写しを添付してください。申請書にすべて書ききれないときは、「許可・認可・登録等の名称」には「別紙のとおり」と記入し、申請書の記入欄に準じた形で一覧表を作成して添付してください。

期限日の定めがないものについては、「許可等期限日」は空欄のまま提出してください。